はつが野1丁目・2丁目自治会 広報専門委員会設置細則(070108)

(広報専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則(以下「会則」という。)第24条第2項及び 会則第27条の規定に基づき理事会の中に広報専門委員会(以下「本専門委員会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は会則第3条第3号に掲げる会員相互の事務連絡及び情報提供に 関する活動を行うことを目的とする。

(構成)

- 第3条 本専門委員会の委員は自治会班長若干名をもって構成する。
 - 2 本専門委員会の委員長は広報委員長があたる。
 - 3 本専門委員の任期は1年とする。

(機能)

- 第4条 本専門委員会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。
 - (1) 広報誌紙の発行及び配布
 - (2)回覧資料の作成及び配布
 - (3) 自治会の案内パンフレットの作成
 - (4) その他広報に関わる全ての事案

(附則)

この細則は平成19年4月1日から施行する。